（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部改正）

第二条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十五条及び第十六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○経済産業省令原子力規制委員会規則第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・原子力規制委員会関係命令の整備に関する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省・原子力規制委員会関係命令の整備に関する命令

（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令

第一条、第二条及び第三条第一項中「省令」を「命令」に改める。

第四条の二第一項各号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第六条中「熱遮へい材」を「熱遮蔽材」に改める。

第七条の見出し中「さく等」を「柵等」に改め、同条第一項中「さく」を「柵」に、「または」を「又は」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に、「また」を「又は」に改める。

第八条の二第二項及び第九条第十三号ヘ中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の二の見出し中「き裂等」を「亀裂等」に改め、同条第一項及び第二項中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十条第一項第五号から第七号までの規定中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改め、同条第二項第一号イ及び同項第二号ロ中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改め、同号二中「吹出し管」を「吹き出し管」に改め、同条第三項第一号中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「熱遮へい材」を「熱遮蔽材」に改める。

第二十四条の二第三項中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第二十五条第四号ロ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同条第六号ロ中「遮へい能力」を「遮蔽能力」に改める。

第二十六条第六号中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第二十七条の見出し中「生体遮へい等」を「生体遮蔽等」に改め、同条第一項中「生体遮へい」を「生体遮蔽」に改め、同項第一号中「遮へい能力」を「遮蔽能力」に改める。

第二十九条第一項中「除去し易い」を「除去しやすい」に改める。

第三十条第一項第六号中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第三十二条第二号ロ(2)中「管であって」を「管であつて」に改める。

第三十五条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第三十五条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

第三十六条から第三十八条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第三十五条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会
経済産業大臣　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　印

発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令第三条第二項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項
2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

4　該当事項のない欄は、省略すること。

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第二条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十まで、様式第十四及び様式第十八から様式第二十までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の欄中「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」を「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第三条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「十分以上」を「十分間以上」に改める。

様式第一から様式第七までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。